

報告第7号

小城市就学援助特別給付金支給要綱について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和2年5月28日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための緊急的措置による学校の臨時休校の実施に際し、家計の負担増に対応するため、小城市就学援助特別給付金の支給に関する要綱を定めたので報告する。

## 小城市教育委員会告示第3号

### 小城市就学援助特別給付金支給要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための緊急的措置による学校の臨時休校の実施に際し、家計の負担増に対応するため、小城市就学援助特別給付金(以下「給付金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、小城市就学援助規則(平成21年小城市教育委員会規則第4号)第1条に規定する就学に要する費用(以下「就学援助費」という。)の支給を受ける準要保護者及び小城市特別支援教育就学奨励費支給規則(平成28年小城市教育委員会規則第1号)第3条に規定する特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)の支給を受ける者で、臨時休校期間が属する月の就学援助費又は奨励費の支給を受ける者とする。

#### (給付金額)

第3条 給付金額は、就学援助費又は奨励費の支給対象となる児童及び生徒1人につき5,000円とする。

#### (給付金の支給)

第4条 教育委員会は、支給対象者に対し口座振込により給付金を支給する。

#### (支給等に関する周知)

第5条 教育委員会は、給付金支給の実施に当たり、支給対象者の要件、支給額等の概要について、市ホームページ又はその他の方法により住民への周知を行う。

#### (不当利得の返還)

第6条 教育委員会は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第7条 給付金の支給を受ける権利は、第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの給付金を受けた者に対する第6条の規定は、なおその効力を有する。